

も完全に取り除かれず、その附近における沈床（水沓）も残存し、諸富川に対する水流を遮っていると記されている。

注 (1) 『筑後川水利誌』

(2)・(3) 『佐賀県議会議史上巻』

(4) 『東川副誌』

(5) 『佐賀新聞』明治二十三年四月七日付

(6)・(7) 『東川副村誌』

(8) 『佐賀新聞』明治二十六年九月七日付

## 二 地方制度の改革と村の概況

### (一) 町村制の成立

#### 1 東川副村と新北村の誕生

明治二十三年（一八九〇）の国会開設に先立って政府は地方制度の整備をはかり、明治二十一年に「市制・町村制」を公布し、翌年四月一日から施行した。ただし、地方の状況を斟酌し、府県知事の具申により漸次にこれ

を施行することになっていた。

地方自治の端緒をなした三新法（郡区町村編成法、府県会規則、地方税徴収規則）体制は、すでに自由民権運動の高まりによって動揺していた。

政府は「市制町村制理由書」のなかで、

…府県郡市町村ヲ以テ三階級ノ自治体トナサントス、此ノ階級ヲ設クルハ分権ノ制ヲ施行スニ於テモ亦緊要ナリトス。（中略）政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ又人民ヲシテ之ニ参与セシメ以テ政府ノ繁雜ヲ省キ…政府ハ政治ノ大綱ヲ握リ、方針ヲ授ケ国家統制ノ実ヲ挙ク

と述べ、さらに、

国内ノ人民各其自治ノ団結ヲ為シ、政府之ヲ統一シテ其基軸ヲ執ルハ、国家ノ基礎ヲ鞏固ニスル所以ナリ。国家ノ基礎ヲ固クセントセハ地方ノ区画ヲ以テ自治ノ機体ト為シ、以テ其部内ノ利害ヲ負担セシメサル可カラス

と説明している。

すなわち政府は、市町村域内の利害に対して住民自身が負担を負うような自治を与えたうえで、政府がこれを統制するという中央集権的官僚統制の支配機構を制度的につくりあげたのである。

この市制町村制においては、市町村長は議会で選ぶ間接制をとっており、就任にあたっては市長は内務大臣の裁可を、町村長は県知事の認可を必要とした。県知事とさらに内務大臣は市町村行政に対する監督権を有し、県知事は市町村長以下区長吏員にまで懲戒権をもち、内務大臣は市町村会に対して解散権を有していた。

人民を住民と公民とにわけ、住民とは、市町村内に住居を占めるもので、公共の営造物、および市町村有財産

を共有する権利をもち、市町村の負担を分任する義務があるものをいい、公民とは公権を持っている独立の男子で二年以来市町村の住民となり、その市町村の負担を分任し、その市町村内で地租もしくは直接国税年額二円以上を納める者を指した。公民は市町村の選挙に参与し、名誉職に任ぜられる権利とこれを担任する義務をもっていた。選挙資格では在村公民のほか、不在であっても市町村税の多額納税者には与えられ、土地所有者を中心として自治政参加を保證する等級選挙制であった。市では無産の知識人を別に考慮したため三級制をとったが、等級選挙とは町村税の多い順に並べた有権者名簿中、上から順に合算して行って、税総額の半分になったら、その人たちを一級とし、以下の有権者を二級とし、それぞれ議員の半数ずつを選挙する方法である。地主など有産者は少数であっても、少なくとも全議員の半数の利益代表者を自分たちだけで確保できるようにになっていた。この制度の導入は議会在が「細民ノ多数ニ制セラルルノ弊ヲ防ク」(前掲理由書)意図からであった。この地主中心の議会在が、首長のほか助役や委員、区長を選び、彼らは原則として無給の名誉職であったから、資産収入と時間的余裕のある人に限られていた。しかし、公職者の無給名誉職制は原則であって、のちには次第に有給化していった。市制町村制は、行政区画としての戸長所轄の範囲に合わせるためと、財政上の必要もあって、町村合併を前提として行われた。明治二十一年六月、内務大臣山県有朋が町村合併について示した訓令には、

町村制ヲ施行スルニ付テハ、町村ハ各独立シテ従前ノ区域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ、其独立自治ノ目的ヲ達スルニハ、各町村ニ於テ相当ノ資力ヲ有スルコト肝要ナリ。故ニ町村ノ区域狭小若クハ戸口僅少ニシテ独立自治ニ耐ユルノ資力ナキモノハ、之ヲ合併シテ有力ノ町村ヲラシメサルヘカラス……(以下略)

とあり、以下詳細にその要領を説明している。合併町村名をきめるときには、旧町村名を「大字」として残すべ

きことや、小町村を合併した大町村の名称、歴史的に有名な名称などは残すことなども規定されていた。佐賀郡では七九村二〇町(明治十一年郡区町村編成法施行時)であったのが、明治二十二年四月一日、市制町村制施行にともなう町村合併によって一市二三カ村となった。

諸富地方の場合、徳富外二ヶ村戸長役場管轄の三カ村が一つになり、川副東郷にちなんで東川副村が誕生、旧村名の徳富、大堂、諸富は大字名として残された。為重外二カ村戸長役場管轄の三カ村も一つになり、為重村三重にある郷社新北神社にちなみ、新北村が誕生、為重、山領、寺井津の旧村名は大字となった。

合併後の新村名をきめるにあたっては、戸長役場に各村の代表が集まって協議を重ね、村によっては小学校などに村民が集合して論議したが、最終的には郡長の裁断で決定されたと考えられる。

明治二十二年『佐賀県町村各区域改正一覽表』および『佐賀郡誌』によると、佐賀市となった地域を除く佐賀郡二三カ村と初代村長は左記のとおりであった。(一)内は合併された旧村名である。

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 北川副村 (江上、木原、光法、新郷) | 村長 藤井伝八 |
| 東川副村 (徳富、大堂、諸富津)   | 村長 平山和平 |
| 新北村 (寺井津、山領、為重)    | 村長 柴田近一 |
| 中川副村 (早津江、早津江津、福富) | 村長 福富作助 |
| 大詫間村               | 村長 島内秀意 |
| 南川副村 (犬井道、鹿江)      | 村長 吉武豪  |
| 西川副村 (南里、西古賀、小々森)  | 村長 南里与吉 |

町村制の成立

市制町村制について、明治二十三年（一八九〇）五月十七日、郡制と府県制が公布された。これの実施は全国一斉ではなく、各県の事情によってまちまちであった。郡制が翌年四月に施行されたのはわずか十一県にすぎず、福岡・熊本などが二十九年、佐賀・長崎・宮崎など十四県は三十年からであった。

府県制施行の前提として郡の統廃合を一つの条件としたが、佐賀県では、二十九年に基肆・養父・三根の三郡を合併して三養基郡とし、県内は佐賀市のほか三養基・神埼・佐賀・小城・東松浦・西松浦・杵島・藤津の八郡となり、三十年六月に郡制、九月に府県制実施となった。

明治十年代の府県会は、二〇歳以上で地租五円以上を納入の男子が選挙権を有し、被選挙権は二五歳以上で地租一〇円以上納入の男子となっていた。郡は、県の下なる行政区画であって自治体的性格は与えられてはいなかった。二十三年に制定された府県制郡制では、郡にも自治的性格を与え、府県会・郡会では、ともに複選制をとり、府県会の選挙権者は市議員・市参事会員、郡会議員・郡参事会員で、被選挙権は直接国税一〇円以上を納める者とされた。郡会はその三分の二の議員を各町村会が選挙し、残り三分の一は地価一万円以上を所有する大地主が互選で選んだ。こうした複選制のため一般住民は直接これに参加できず、地方有力者である大地主層中心の「自治」制でしかなかった。「恒産ナケレバ、恒心ナシ」との考えから、財産所有者で社会秩序を重んずる者で地方議会を構成するようになれば、「漫りニ空論ヲ吐テ天下の大政ヲ議スルノ弊ヲ一掃」できると考え、また地方自治における党派争の防止をねらった。しかし、制定意図に反して自由党、改進黨などの地方組織に有力者

## 2 郡制・府県制の施行

本庄村	（本庄、鹿子、袋、末次、厘外村の内字正里）	村長 大庭 常春
東与賀村	（下古賀、飯盛、田中）	村長 古賀 助作
西与賀村	（高太郎、厘外、相応津、鹿ノ子村の内字一本杉 <small>自一九八〇番至一九三〇番</small> ）	村長 森 保之助
嘉瀬村	（荻野、中原、十五、八戸村の内字扇町）	村長 副島 延善
久保田村	（久保田、徳万、新田、久富）	村長 江口 六郎
神野村	（福野、多布施、大財）	村長 川原 良之助
巨勢村	（高尾、修理田、東西、牛島）	村長 藤瀬 長平
鍋島村	（八戸溝、森田、鍋島、坂久、八戸）	村長 梅野 伊七
兵庫村	（淵、藤木、瓦町、若宮、東高木村の内字西淵 <small>自一六三三番至二〇三三番</small> ）	村長 真島 弥六
高木瀬村	（高木、東高木、長瀬）	村長 垣内 房諧
春日村	（尼寺、久池井）	村長 古川 平八
金立村	（金立、薬師丸、千布）	村長 宮永 有親
久保泉村	（上和泉、下和泉、川久保）	村長 古川 儀八
川上村	（東山田、川上、池上、久留間）	村長 石井 忠男
松梅村	（松瀬、梅野、神埼郡鹿路山の内字名尾 <small>自四三二番至五三七〇番</small> ）	村長 福川 兵太
小関村	（小副川、関屋）	村長 藤田 尉平

が所属して党派色をより反映することになった。

そこで、明治三十二年（一八九九）に、複選制と大地主特権の廃止を内容とした府県制・郡制の改正が行われることになった。佐賀県の場合、明治三十年郡制・府県制施行後、すぐ実施された第一回郡会議員選挙と第八回県会議員選挙に際して複選制が行われただけで、次の第二回郡会議員選挙（三十二年七月）と第九回県会議員選挙（同年九月）以降は、直接国税三円以上の納税者男子による直接選挙制となった。

この郡制も、行政組織の簡素化や経費節減をおもな理由として、大正十年（一九二一）三月、「郡制廃止法」が決まり、大正十二年四月から施行となったが、郡吏員や郡役所は県移管の経過措置として大正十五年六月まで存続し、それ以降消滅して「郡」は単に行政区画の名称として残ることになった。

当地域から選出された郡会議員は左のとおりである。（『佐賀郡誌』および『佐賀郡統計書』より）

選出年月	氏名	職名	氏名	職名
明治30年	原田久八	大地主 議員	平山宗八	大地主 議員
明治32年7月	大塚幹太郎	議員	永淵秀雄	議員
36年	副島儀七	議員	永淵秀雄	議員
38年	田中佐七	議員	永淵秀雄	議長
44年	古賀勝平	議員	永淵秀雄	参事会員
	江原儀一郎	議員	永淵秀雄	議員

新北村

東川副村

（補欠選挙）

大正4年9月	江原儀一郎	参事会員 補充員	松田祐七	議員
8年9月	古賀勝平	議員	廣木七郎	参事会員 補充員
10年12月	古賀勝平	議員	廣木七郎	参事会員

資料1 『県制郡制実施ニ関スル書類』（明治二十三年、佐賀県明治行政資料、一部抜すい）

本郡外住居ノ者ニシテ郡制第八条ニ該当スル者七人

所有地価金八万三、四三九円二四歩	佐賀市道祖元町	士族	深川嘉一郎
同 五万六、五二八円三二歩	全	士族	深川 文十
同 三万三、四七六円三四歩四厘	佐賀市本庄町	士族	伊丹文右衛門
同 一万四、二三六円四〇歩九厘	全	士族	大島 重蔵
同 一万二、二七〇円五〇歩	佐賀市与賀町	士族	村田 八介
同 一万八、三二〇円四〇歩	佐賀市西魚町	士族	北島 佐八
同 一万七、三三三円四八歩八厘	佐賀市牛島町	士族	下村辰右衛門
○本郡内住居ノ者ニシテ郡制第八条ニ該当スル者四人			
所有地価金三万四、〇五二円七六歩	中川副村大字早津江	士族商	弥富元太郎
同 一万三、五五五円四八歩	東川副村大字大堂	士族商	平山 和平
同 一万八六二円四四歩	新北村大字寺井津	士族商	原田 久八
同 一万四、二一八円三二歩	兵庫村大字瓦町	士族商	江口弥兵衛

の整理亦此時に成る。  
 郡事業につきては総村組合を設け、各村より名宛の組合会議員を選出せしめ、郡長之を管理せしが、明治三十年旧郡制（明治二十三年発布）に依り、始めて郡会を召集す。議長には郡長之に当たる。其当時の各村選出議員左の如し。（省略）

資料2 『佐賀郡誌』（第三節郡治沿革より抜書、当用漢字に改める）  
 明治九年（一八七六）四月三瀧県の所轄となり、更に長崎県の管轄に移ると共に佐賀支庁を置き、中山平四郎之に長とし、能く管内の平和を保つことを得たり。当時本郡は、第四十大区と称せらる。  
 同十二年郡区町村編制法の実施と共に、佐賀支庁を廃して始めて佐賀郡役所を置く。（中略）武富郡長在職四年本郡行政の基礎此時に成る。（中略）  
 明治十六年再び佐賀県の所轄に復するに及び、庁舎を松原町に移す。家永恭種郡長に任せられ鋭意其行政に当たる。  
 明治十八年庁舎竣工し盛大なる開庁式を挙げ之に移る。材料は千栗堤塘の樹木に採り建築堅牢を以て名あり、現時（大正四年）の庁舎即ち是なり。（中略）  
 明治十九年武富良橋再び郡長に任せられ、二十年武富時敏其後を承く、郡の財政及び学校の組合等につきて尤も意を用いたり。明治二十二年一月横尾純喬郡長に任せらる。同年四月一日町村制実施と共に町部は市制に依り本郡の管轄を脱し、郡内各村の合併を行い二十三カ村となり、（中略）

明治二十五年一月六角耕雲本郡長に任じ、同九月黒岩知新之に更り、在職八カ月にして他に転じ、二十六年五月稲田稔本郡長となる。大井手、川副、横落等の水利組合を成立せしめ、又、教育会創立に尽せし所少なからず、二十七、八年戦役起こるや大に後援事業に努む。在職五年餘其の任期の長きこと歴代の郡長中同郡長を推すべし。郡行政内部

表7 明治23年佐賀郡内各村の公民数、人口など

村名	公民数	郡会議員数 郡配当数	人口	村会 議員数	(公民の 人口比)
北川副村	367人	1人	4,236人	12人	8.7%
東川副村	536	1	5,533	18	9.7
新北村	498	1	5,139	18	9.7
中川副村	490	1	5,117	18	9.6
大詫間村	80		1,749	8	4.6
南川副村	691	1	5,480	18	12.6
西川副村	562	1	5,198	18	10.8
本庄村	324	1	3,803	12	8.5
東与賀村	564	1	5,180	18	10.9
西与賀村	391	1	4,255	12	9.2
嘉瀬村	488	1	4,732	12	10.3
久保田村	779	1	7,589	18	10.3
神野村	230	1	2,847	12	8.1
古瀬村	139		2,371	12	5.9
鍋島村	472	1	4,398	12	10.7
兵庫村	503	1	4,285	12	11.7
高木瀬村	269	1	2,644	12	10.2
春日村	417	1	3,492	12	11.9
金立村	370	1	3,345	12	11.1
久保泉村	503	1	4,150	12	12.1
川上村	451	1	5,970	18	7.6
松梅村	360	1	2,520	12	14.3
小関村	331		2,161	12	15.3
計	9,815	20	96,194		10.2

『県制郡制実施に関スル書類』（県立図書館蔵）より作成

郡内二十三カ村のうち、神野村と古瀬村、中川副村と大詫間村、松梅村と小関村は、各々二村から一名を選出し、村選出郡会議員の定数は二〇名で、大地主選出議員が六名であった。

参考文献 『佐賀県史下巻』『明治地方制度成立史』亀井川浩著、ほか。

## (二) 村政のあゆみ

### 1 東川副村の概況

『東川副沿革史』（明治四十四年度末編）によれば、明治二十二年町村制実施にともない、徳富外二カ村戸長役場管轄の大堂村・徳富村・諸富津の三カ村を合併して東川副村と命名し、徳富村字舟津に設置していた戸長役場を廃し、村役場は徳富字長井手に民家を借りて設置された。初代村長には、村内第一の資産家で酒造業を営んでいた平山和平が選任された。助役に三栗谷照顔（二十九年六月まで）、収入役に中村信一（二十六年五月まで）が任命された。役場職員は書記四名と使丁（用務員）一名であった。ほかに村政にたずさわる者として各警職字務委員一名、村会議員十八人、区長十三人がいた。

沿革史は、村長の交代と助役・収入役の名簿一覧のほかは、明治四十一年〜四十三年の村勢一般を中心に記されていて、二十年代から三十年代の村政や村勢については記載がない。

前節「千歳川改修工事一件」のなかで述べたように、町村制施行前後にあたる明治十九年から二十三年頃は、

改修工事問題が諸富津をはじめ村全体の大きな関心事であったにちがいない。また、村制実施の二十二年七月には大洪水に見舞われ、災害復旧と被災者救済事業が村政の大きな課題になったと考えられる。

明治二十二年度の村税決算額<sup>(1)</sup>は、村税賦課額二、七六三円一七銭九厘に対して徴収額二、六九五円四八銭七厘、未納金六七円六九銭二厘で、納税率は九七・六％になっていて良好である。

『佐賀新聞』の記事から東川副村に関するものをひろって（明治三十一年まで）紹介すると、

23年5月4日付、第六師団から長崎県佐世保鎮守府へ達する国道48号線中、佐賀市から佐賀郡東川副村外一カ村地内千歳川沿岸に接する間は、今回<sup>いよいよ</sup>改修工事に着手することになり、その計画準備のため本月一日より三十日まで、左の場所へ測量または検査が行われる筈である。

佐賀市大字水ヶ江町小字鷹匠名、佐賀郡北川副村大字木原小字安住……（中略）光法……、同郡新北村大字山領小字福田分四本松……、小杭分……、大字為重小字一本谷……、同郡東川副村大字諸富津小字四本松、二本松、一本松、大字徳富小字二本黒木。

23年9月13日付、十日前に全焼した東川副村の火葬場の再築工事が始められた。

24年3月3日付、一日より諸富と三反田（現佐賀郡大和町大字松瀬）郵便局で為替事務取り扱いを開始。

24年3月11日付、若津（現福岡県大川市）で造船・海運業を営んでいる佐賀市の深川嘉一郎が造船所を諸富大川島へ移転する準備をすすめている。造船に必要な器具は佐賀市長瀬町の谷口清八鉄工所へ発注し製造中。

24年6月23日付、諸富津分署長警部江口高善が同津の消防組が不完全だとして、有志家とその改良について協議し、津民の賛成をえて龍吐水（手押消防ポンプ）を新たに注文、従来の龍吐水は修繕して予備にすることにし、

また、消防夫を改選、二十日には消防正副長の選挙をし、消防長には北村源次郎、副長には西村林五郎が当選した。

○同津はいまだ電信局の設置なく、米穀商人などは若津へ渡り打電せざるを得ぬため時間を浪費し、一時を争う商業上の奇機を誤ることも少なくない。そのため、せめて電信分局の設置を請願せんと、目下ある有志家が奔走中だという。

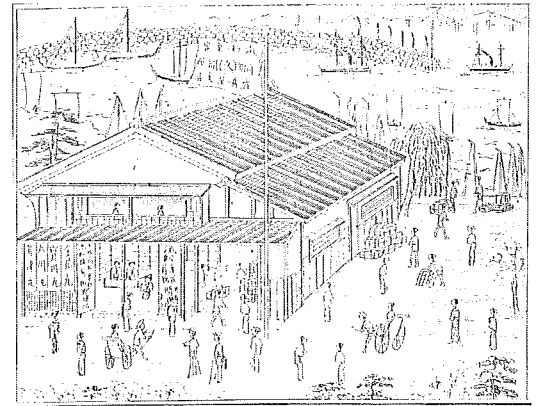
○同津の商人は主に米穀問屋を営むが、当節は輸出(移出)米積出しのため市場は一層繁盛の様相である。

○同津では小雀一底の祭文が去る二十一日まで興行していたが、大入りで人気があった。これも商業繁昌の影響であろう。

24年11月14日付、佐賀市水ヶ江町片田江から佐賀郡新北村石塚分土

居外に至る間の国道開さくが落成したら、さらに馬鉄を布設しようと東川副村の北村伊平太外三名が、昨日内務大臣へ出願したという。

25年5月31日付、東川副村役場が新築落成、一昨日二十九日(日曜)落成式を挙行、当日は天気殊の外清朗であったが、村内の老若男女は喜悅満面で参集、東川副尋常小学校と大中島尋常小学校の生徒一同は教員の引率で役場前の路傍に整列し祝意を表わし、諸富津・船津・大堂津・嘉与丁四組の消防夫は龍吐水を擔ぎ職などをたて消防器具を持ち……新築役場に龍吐水を注いで開庁祝う。来賓の休憩所には役場の楼上と大字徳富上大津分の



『佐賀県独案内』より転載

徳永官六宅とをあてる。当日の来賓は郡書記、警察官、各村長、村会議員、各小学校長、有志者、新聞社員等多数……(中略)、建築工事の梗概は、本年二月から始めて本日落成。

一、敷地百二十坪

一、建坪、本棟二十一坪二階造り、小棟六坪二階造りと四坪二階造、便所三坪七合五勺

右請負金高九百八十五円

内訳

一、大工請負金五百三十四円

一、同造増請負金百四十円

一、便所造費金七十円

一、地行並石一式金百六十七円

一、ペンキ塗費金五十五円

一、窓格子造費金十九円

建築委員 富永官蔵 武藤藤七

斉藤清蔵 松田祐七

26年7月11日付、永峰佐賀県知事告示により千歳川洪水の慮ある時は沿岸人民への注意のため警報揭示の場所を定められる。(十三カ所、うち佐賀郡内では諸富津、寺井津、早津江津、大詫間村の四カ所)

27年7月8日付、諸富国道が落成したことにより田邊知事は次の告示を出す。

佐賀県告示第九十一号

佐賀郡新北村大字为重福岡県界より佐賀市大字水ヶ江町に至る道路改修竣成に付本線及同所より大字柳町国道第四号線に接続する間三百六十三間三合を併て国道第四十八号線とし地方税支辨の所屬とす。旧国道の内佐賀市大字牛島町国道第四号線より分岐し佐賀郡北川副町大字江上に至る間千三百八十三間一合は仮定県道とし全所より新北村大字为重字石塚に至る間三千五百五十八間五合は国道の名称及地方税支辨を廢除し同所より改修国道線に至る諸道県道の内三百四間は県道の名称を廢す。

明治廿七年七月五日 佐賀県知事 田邊 輝實

27年12月20日付、本月十四日、有志者寄付金をもつて村社境内で戦勝祝宴会を開く。午前十時、教養の烟火を合図に村役場・小学校教職員生徒其他参会人多数整列し、有志者惣代中村信一が開会の挨拶……、生徒には菓子を与え、四十四家の軍人家族に慰問金を配当……、余興には角力すもうを催し……、

(十一月二十一日旅順港占領の戦勝祝宴が各地で開催されている。)

28年6月12日付、諸富輕便鉄道計画再燃、佐賀市から諸富を経て若津に通じる輕便鉄道布設計画について一昨日、福岡県山門郡書記石川弥門太・若津米穀取引所理事土屋新三郎ら六人が佐賀市へ来て新馬場一ツ屋に投宿し、中野致明と打ち合わせをする。

28年8月11日付、一く六月の諸富港船舶出入数は汽船一西洋型帆船四二〇隻、日本型船出三、六七〇隻、入三、六八七隻。

29年1月26日付、佐賀郡役所は昨二十五日、明治二十七年学令修学者歩合表を添えて来る四月就学期には郡内各村学令児童を奨励し入学させるよう各村役場へ宛て照会した。

(その学令修学者歩合表をみると、各村のなかで、男子は最高が九歩強、最低五歩弱、平均八歩強、女子は九歩弱から二歩弱で平均五歩強。東川副村は男八歩弱、女五歩強、新北村は男八歩強、女六歩強となっていた。)

29年2月26日付、諸富・佐賀・牛津間鉄道発起会、昨二十五日、佐賀市高木町願正寺で開会、佐賀市其他から参会者五十余人、いづれも屈指の富豪ばかり……。佐賀市長石丸勝一が、これまで佐賀・諸富間の馬鉄や輕便鉄道敷設の計画が立ち消えになつてきた経過を説明したあと、今回の発起は貨物集散や旅客調査などをなした上、さらに戦後経営策として九州に一師団を増設することになつたので、佐賀に連隊兵營の誘置を望むには南方との連絡を開く鉄道敷設が必要だと、その趣意を説明。九州鉄道の馬場技師に調査を依頼した結果、諸富・牛津間は十哩(マイル)(約一六キロメートル)、一哩の費用四万円とみて、総経費四五万円の収支予算表や仮定款を定め、会社名を佐賀鉄道会社とし、株金額は九千株四万五千元一株五〇円と発起株は三十株以上と協議決定した。(しかしこの計画も頓挫し、明治三十七年の佐賀馬車鉄道株式会社によって佐賀・諸富間を馬鉄が走り、佐賀線鉄道の開通は昭和十年である。)

29年3月25日付、佐賀郡内の現在人口一覽表(二十八年末現在)、東川副村と新北村の分のみを抜書。

人 口		計		現戸数		出 入	
東川副村	男 三、三二八 女 三、二八四	六、六一二	一、〇二二	二九	一九		
新北村	男 二、六七六 女 二、六七四	五、四五〇	六九二	一六二	二一		

30年3月23日付 佐賀セメント会社株主總會を開き重役を選出

30年4月15日付、佐賀セメント会社認可、三月二十五日申請、四月七日大隈農商務大臣の認可(佐賀セメント会



社については別項でとりあげる)

31年5月22日付、東川副村の農事施行細則と奨励規則

第一、苗植付時期及灌漑水草取除方法

- 一、中田植付は旧四月二十四日より五月二日迄とす、但植付苗の数は四本乃至五本
- 一、晩田植付は旧五月十一日より十三日迄とす、但植付苗の数は前項同様
- 一、水田の灌漑水は植付より日数二十日間可成的浅水を要す
- 一、雨水は可成放捨して害なき限り瀧ふる事
- 一、田の草は勉めて悉皆取除く事
- 一、畦畔の雑草も可成艾除する事

第二、肥料施用方法

- 一、餅め粕餅を第一に施用する事
- 一、干鰯を第二に施用する事
- 一、石灰施用を廃止する事

第三、注油方法

- 一、中田は草二番取り後油五合、出穂前五合、都合一升一反歩に付害の有無に拘わらず灌注する事、但菜種油魚油等を用ゆ

前項は必ず実行するものとす

東川副村農業奨励規約書

第一章 組 織

第一条 本規約は東川副村農業の発達進歩を計るため監督委員三十五名を設け組織するものとす

第二章 業務目的

第二条 委員は左に掲ぐる業務を一々当業者へ注意を与え及び執行せしむるを以て目的とす

- 一、耕作地をして、聊(さう)も荒蕪(あらか)に至しめざる事
  - 一、水田の灌漑水に注意する事
  - 一、肥料施用に関する事
  - 一、本村農会の決議を実行する事
  - 一、農業上に関する法令訓令を守る事
  - 一、其他農業上利益を認むるものは一切執行せしむる事
- 第三条 委員は毎に耕作の要務なるとき耕地を巡回視察督励するものとす。但視察したる状況は時々農会長に報告すべし

第四条 委員は農会長之を監督す

第五条 農業者委員の注意を受け及び執行を命ずる時は必ず義務として服従せざるべからず

第六条 農会長は巡回視察及委員会に於いて決議したる事項毎年村農会評議員定期会に於いて報告するものとす

第三章 委員の資格、選挙、任期

第七条 委員たる資格は本村農会員にして尤農業熱心且つ熟練なるものとす

第八条 委員は第七条能力を有する者より各小字に於いて之を選挙す。但嘉与丁六名、太田六名、大堂本村四名、徳富本村六名、大中島五名、上大津三名、下大津三名、諸富新村二名

第九条 委員の任期は二カ年とす(中略)

総戸数及人口 (東川副村)

年次	戸数	人口	男	女
明治41年	937	6,283	3,156	3,127
42年	972	6,281	3,239	3,042
43年	978	6,450	3,225	3,225

○基本財産 (一)、村基本財産、明治二十四年ヨリ基本財産積立金ノ一欸ヲ設ケ村費支弁ニ係ル堤塘使用料ヲ積立テ年々蓄積ノ方法ヲ設ケリ。明治四十二年ニ於テ基本財産蓄積条例ヲ設定シテ特別会計ト為ス。

一、基本財産ヨリ生スル収入  
 二、徴税ニ関スル国県ノ交附金全額ノ貳分ノ壹  
 三、不用品拂下代  
 四、村請負工事費剰余金  
 前四項ニヨリテ蓄積ス明治四十四年

最近3カ年の職業別戸数 (明治期)

合計	職業										年次
	産婆	会社員	医師	僧侶	公吏	官吏	工業	商業	漁業	農業	
九三七	一	六	四	一一	七	一三	一三四	二九一	五八	四一二	四二年
九七二	一	七	四	一一	七	一二	一三九	二九五	五三	四四三	四三年
九七九	七		四	一一	七	一三	一六〇	三二〇	五一	四〇六	四四年

『東川副村誌』より

出セリ。将来ハ益々多ク輩出スルナラン。然レドモ学問ヲ以テ立身出世之道ヲ立ツル事ハ大ニ一考ヲ要ス可キ事デア  
 ル。将来ハ実業方面ニ就職スル様注意スル事干要トス。

○風俗 財産ノ度、職業ノ別ニ從ヒ風俗モ多小異ナル所アルモ概シテ質素ニシテ奢侈ノ風ナシ。農家ノ習慣ニ至リテハ隣保相助ケ歎憂相共ニスルノ習アリ。家計上ニ於テモ奢侈ノ傾キアリト雖モ甚シキニ至ラズ。然レドモ社会一般ノ風潮ハ、徒ニ外形ニ馳セ輕薄ニ流レ從來ノ美風良俗ヲ破壊セラルモノ少シトセズ。之レ救済ノ方法ヲ設クル必要ナリ或ハ勤勉貯蓄ニ或ハ風俗矯正規約ヲ設ケテ顧ミル所アラシム可シ。

第十二条 委員は無給とす。但会議出席する時は、一日に金十銭以下の弁当料を給す

第五章 費用の負担

第十三条 規約施行の爲め要する費用は本村農会評議員会の決議に依る

附則 (第十四、十六、略す)

農業については別章でとりあげられるので重複するところがあるかも知れないが、佐賀県では明治二十年に入ると各郡の勸業会などに刺激されて各地で町村単位の農談会、農事研究会、品評会などの組織が生まれ、二十五年には県議会が誕生、二十八年三月には県令をもって「農会設置準則」が公布された。これは農会を村・郡・県の三段階に分け、会員はその区域の農業者及び土地所有者の強制加入とした。すなわち、後年(三十二年公布、三十三年四月施行)の農会法が企図した農会の系統化、会員の強制化、会員の強制徴集などの内容が盛り込まれている。そして、これにそつて同年十月、佐賀郡農会が設立され、各村の組織化が進められた<sup>(2)</sup>。したがって、前記の東川副村農業奨励規則と農事施行細則も、県一郡一村農会による系統的な指導実践を行うためのものとみなされる。

肥料施用方法のなかに、「石灰施用を廃止する事」としているが、佐賀県が全県的に石灰施用を禁止したのは明治三十五年から十年間(明治四十五年に解除)である<sup>(3)</sup>。

明治末期の東川副村の状況については、前掲『東川副沿革史』によつて述べることにする。

○住民ノ状態 本村民ハ大漚農業商業ヲ営メリ。而シテ官公吏甚多尠シ。今本村出身ノ重ナルモノハ海軍少佐牟田亀太郎、陸軍大尉松田元武、海軍大尉巨勢泰八、陸軍中尉松田国三、大学出身医学士斉藤清次、福岡栄太郎等ノ諸士ヲ

三月末調左ノ如シ。

金五百五拾五円五拾参銭、佐賀百六銀行預ケ明治四十四年度ヨリ毎年金貳百五拾円蓄積スル計算トナレリ。

(二) 学校基本財産 明治三十九年小学校基本財産蓄積規程ヲ設ケ、一、生徒卒業ノ際一人ニ付拾銭以上ノ寄附金ヲ募集スル事、二、篤志者ノ教育ニ関スル寄附金、三、官庁ヨリ下附セラル、教育奨励金等ヲ積立テ、明治四十二年東川副村小学校基本財産蓄積条例ニ改正シテ特別会計ト為ス

一、本校ノ基本財産ヨリ生スル収入

二、寄附金

三、本校ニ属スル肥糞料其他不用品払下代金

前項ニヨリテ蓄積ス明治四十四年三月末調左ノ如シ

金百六拾五円

明治四十四年度ヨリ毎年金五百円宛蓄積スル計算トナレリ。(土地)「教育」省略)

○兵事 軍人団 明治四十二年一月在郷軍人会規約ヲ設定シ東川副村在郷軍人会ヲ組織セリ。毎年春秋二回総集會ヲ開ク。會長ハ田中中尉、副會長ハ光増少尉其任ニ当レリ。

明治四十三年十二月帝國在郷軍人会佐賀支部東川副村分会ト改稱シ同時ニ規約モ改正シタリ。其目的ハ軍人ニ賜リタル勅諭ノ精神ヲ奉体シ在郷軍人ノ品位ヲ進メ親睦ヲ厚クシ相互扶助シ軍人精神ヲ振作シ体ヲ鍊リ軍事智識ヲ増進スルヲ以テ目的トスルニアリ。……(略)

○産業(農業・水産業は省略) 工業 本村ハ佐賀セメント株式会社ノ諸工場、江口工場(セメント樽製作)及平山醸造家等アリテ工業甚ダ盛ンナリ。……其他機械四ヶ所、板割機械二ヶ所、機械製麥粉干餛飩油類、桶類、提灯、

鋤刃物其他農具、笠類等アリ。

○土木 一 道路 (イ)諸富国道ハ本村南部ノ一部ヲ通過シテ佐賀市ニ達スル要路ナリ

(ロ)諸富津ヨリ蓮池村ニ達スル県道ハ幅貳間延長千七百五間(約三キロメ)、本村ノ中央ヲ貫通シ運輸交通上至大ノ便アリ

(ハ)〴〵(省略)里道七本、総延長約七・三キロメ)

二 河川 (イ)千歳川ハ本村ノ東方ニ流レ源ヲ豊後・肥後ノ諸山ヨリ発シ西南ニ流レテ本村ニ入り、徳富ニテ佐賀江ト合シ諸富港ニ注グ。而シテ運輸交通ノ便ト灌漑ノ便アリ

(ロ)佐賀江、源ヲ金立山ヨリ発シ南流シテ佐賀江トナリ本村ノ東北端ヲ廻リ大堂ニテ城原川ト合シ、徳富ニ至リテ千歳川ト合ス。運輸ノ便ト灌漑ノ便ヤ至ツテ大ナリ

(ハ)新川ハ村ノ西南ニ流レ新北村字寺井津新名樋ニ注グ。本川ハ字尾ノ島ニ戸立ヲ建設シ、洪水ノ際巨勢・兵庫・神野三村等ノ悪水ヲ落ス水路ナリ。現ニ戸立番給、修繕等ハ巨勢、兵庫、神野三村負担ナリ。灌漑水トシテハ川副一円殆ド其利ヲ得ルナリ

三 橋梁 (イ)県費支弁ニ属スル嘉与丁橋、昔ハ蓮池村魚町ニ通ズル渡船場ナリシモ、慶応二年(一八六六)架橋、人馬車ノ通行上非常ナル便利ヲ与ヘタリ

(ロ)同上諸富津ヨリ嘉与丁ニ達スル県道中ニ架シタル石橋

工業を営む戸数と人口 (東川副村)

年次	専業		兼業		計	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
41年	15	81	39	253	104	320
42年	15	88	37	222	103	310
43年	82	540	85	514	167	1,054

主要工場の年生産高等 (明治43年)

事業所	年生造高	左同価格	職工数
佐賀セメント	116,900樽	526,050円	353人
江口工場	40,000個	18,000円	12人
平山醸場	600石	22,800円	(?)

五ヶ所

(イ) 村費支弁ニ属スル本村内石橋三十ヶ所、内幅八尺長サ貳間十七ヶ所、幅六尺長サ壹間半十三ヶ所

(ニ) 同上土橋九十六ヶ所、内幅八尺長サ貳間三十三ヶ所、幅六尺長サ八尺六十三ヶ所

四 樋管 (イ) 川副水利組合ニ係ル樋管石樋二ヶ所、木樋二十一ヶ所。大字大堂字尾ノ島石樋ハ川副一円作水用ノ最大

機関ニシテ明治四十一年度石樋ニ改造シタルモノナリ。長サ七間、内法横四尺五寸 縦三尺九寸ツツ口、工費金貳千八百四拾円貳厘。

大大堂字西ノ土居石樋ハ本村作水用ノ最モ極要ナル樋管ナリ、明治四十三年度ニ於イテ石樋ニ改造シタルモノナリ。長

サ七間、内法横三尺五寸 縦三尺ツツ二口、工費金貳千貳拾円七拾貳錢

(ロ) 村費支弁ニ属スル樋管、大島分木樋管十二ヶ所、三丁分木樋管二ヶ所

五 堤塘 (イ) 県費支弁ニ属スル堤塘、大字大堂字嘉与丁陣内ヨリ諸富津ニ達スル延長六千六百六十七間、全大島分

堤塘延長貳千八百八十間。右孰いレモ治水堤防ニシテ一朝破壊スレバ人家田畑ノ損害尠ナカラザルヲ以テ堤塘ノ修繕等ニ

ハ平素注意怠ル可ラズ

(ロ) 村費支弁ニ属スル堤塘、大字徳富本村分延長貳百八十間、個人へ貸付け使用料ヲ徴収シテ村基本財産ノ増殖ヲ図レ

リ

○ 衛生 本村衛生上ノ設備ハ甚ダ不完全ニシテ大ニ遺憾トスル所ナリ。第一火葬場改築セザル可ラズ、避病院建築セ

サル可ラズ。是レ當局者が施設経営ヲ為ス急務ナルモノナリ。村内ハ従来ヨリ一区内十戸ニ一名ノ衛生組長ヲ置キ傳

染病流行又ハ平時清潔法執行等ニ付予消毒ノ任ニ當あシメリ

火葬場二ヶ所アリ。従来ノ建物ニシテ改築ヲ要ス可キモノナリ。之ヲ要スルニ本村ハ船舶ノ出入ト佐賀セメント会社

ノ大工場アルヲ以テ衛生上ニハ特ニ注意スル必要アリ。

#### ○ 村農会、報徳会、農業茶話会沿革

一、村農会 明治三十八年十月、勅令第二百二十五号農会令ニ依リ明治三十九年三月組織、農会長ハ永瀨秀雄、副農

会長ハ助役遠藤清次、幹事ハ書記小川辰市、当選会員四百人。而シテ農会事業トシテ採種用品評会、苗代品評会、水

稻競作会、競犁会、産米品評会、精農者表彰等ノ事業ヲ為シテ斯業ノ改良進歩發達ヲ図レリ。因テ明治三十九年以前

ノ農会ハ殆ド名ノミニシテ、事業トシテ見ル可キモノナシ

二、報徳会 本会ハ教育勸語、戊申詔書ノ御趣旨ヲ遵奉シテ、教育・産業ノ發達、自治ノ改善振興ヲ期スル目的ヲ以

テ明治四十四年三月一日組織セリ。會長永瀨村長、副會長真崎校長、幹事七名、特別会員貳拾九名、評議員三十名、

通常会員百名、毎年壹回總會ヲ開ク。

三、農業者茶話会 本会ハ農事ニ関スル智識ヲ交換シ斯業ヲ發展セシムル目的ヲ以テ明治四十四年十二月二十日熱心

ナル農業者ニ依リテ組織セラレタリ。会員三十名、毎年二回開催、村当局者ハ是レヲ以テ農事ノ鼓吹ヲナシ改良進歩

ヲ図ル機關トス

○ 納税組合沿革 納税組合設立ノ要旨 村行政中納税ノ整理ハ最モ重要ノモノナリ。此事務ニシテ拏カラザレバ万事

渋滞ヲ來タシ村治ノ実績得ヲ望ム可ラズ

本村ハ佐賀セメント株式会社創立以來寄留者多クシテ、他村ニ比シ納税整理ハ困難、隨テ成績不良ナリ。是ヲ以テ村

当局者大ニ辛苦シ常ニ奮勵努力セル所、其成績ヲ挙グル事、実ニ容易ナラズ。故ニ本村ニ於テハ明治四十三年度ヨリ

納税奨励費ヲ新設シ、同時ニ各部落ニ納税組合ノ設立ヲ勸誘シ、一大整理ヲ断行セント企図シタル所ナリ。尚整理ノ

一方法トシテ各納期ニ納税成績表ヲ調製シ、村會議員、区長、十戸總代ニ配付スル事ニナセリ

明治四十三年十二月二十日各区長立会ノ上、本年度納税奨励金授与式ヲ挙行セリ。……(略)

○佐賀セメント株式会社 明治三十一年（二八九八）七月二十四日、諸富港岸の佐賀セメント工場の開業式が盛大に挙行された。

佐賀セメント会社の設立計画は、すでに十年前からあった。明治二十二年（一八八九）十二月二十五日付の『東京日日新聞』には「佐賀セメント会社 高等官連中が発起」の見出しで

中野関税局長が主唱によって、佐賀県出身の高等官中、有志の人々発起となり、彼の高島嘉右衛門氏がセメント会社に做ひたる一大セメント会社を、佐賀県下に設置せんとして、目下計画中なるよし<sup>(4)</sup>と報道されている。その後、この計画の推移はわからないが、日清戦争後、経済界が活況を呈し新しい企業が勃興した頃、佐賀の財界人によってセメント会社設立が具体化した。

明治二十九年十一月、佐賀市の深川嘉一郎、伊丹弥太郎らが発起し、三十年三月二十一日、同市場柳亭で株主総会を開き、社長に深川嘉一郎、専務取締役に伊丹弥太郎と深川文十、取締役兼田上徳十郎、大島貞七、伊丹誠一、深川彦次郎、監査役に伊丹彦次郎、西村為助が選任された。主任技師には工学士田中英次郎を招聘、また、技術顧問や相談役には愛知セメント（前出の高島嘉右衛門が創立）から援助をうけることにした<sup>(5)</sup>。株主のなかには大隈重信、佐野常民、野中萬太郎、谷口清八、福田慶四郎、北島佐八など、維新の元勳や当時の佐賀財界人の一流どころが名を連ねて、他府県の資本は参加させず、すべて地元資金でまかなわれた<sup>(6)</sup>。資本金十万元（のち三十万円で設立された佐賀セメント株式会社は同年四月七日、ときの農商務大臣大隈重信から認可を受け、工場建設にとりかかった。

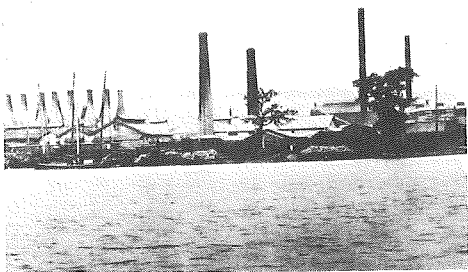
諸富港沿いに工場敷地二万七、〇〇〇坪を買収、一年三カ月を費して佐賀最大の工場が完成した。原料は熊本

県佐敷の鶴木山の石灰石と、天草地方の粘土を用い、有明海・筑後川の舟運を利用し、同社と密接な関係をもつ深川一族の若津港大川運輸株式会社の汽船が運送を受け持った。

しかし、操業を開始した当時はすでにセメント業界は過剰生産となっていた。そのうえ、佐賀セメントの徳利窯製品は品質がよくなく、事業成績は数年間振わなかった。それでも明治三十九年（一九〇六）の『佐賀県統計書』によると、職工人員三二一人、労働人夫二六五人、県下で最大の規模の工場であった。

明治四十一年に資本金を五十万円増加して八十万円とし、さらに五十万円の社債を発行して資金を調達、この資金で新式設備の工場を建設、四十四年十二月からは新工場から品質優良な製品を市場へ送り出すようになった。そのときも不況の折りで、一時経営も危ぶまれたが、品質が優良になったことで需要は比較的伸び、業況も上向きになった。その販路は九州一円はもとより、沖縄、台湾、朝鮮、満州、インドシナ方面、また、大阪、東京方面などからも引き合いがあった。佐世保、呉の海軍工廠からも製品の優良が認められ、両工廠の指定工場になった。第一次世界大戦時の好況期には企業成績も伸張し、大正六年には生産規模の拡張を行い、年産一一万七、〇〇〇樽から三〇万樽の生産能力をもつにいたった。

その後、第一次大戦後の恐慌が深刻化し、セメント業界も企業の集中独占化が進行、佐賀セメントも福沢桃介系統の名古屋セメントと門司の豊国セメントとの合併話が持ち上がり、大正十一年（一九二二）十二月には三社が合併、新



佐賀セメント会社

たに資本金七五〇万円の豊国セメント株式会社が設立され、佐賀セメントは豊国セメント株式会社佐賀工場となった。しかし、不況のため大正十三年八月、ついに佐賀工場は閉鎖され、そのあとは再建の話も成功せず、昭和十六年（一九四一）に盤城セメント（現在の住友セメント）の系列下になった。

さらに、昭和十七年八月、この工場は海軍省の要請と当時の佐賀県知事田中省吾の幹施もあって、鈴木食料工業株式会社（現在の味の素）が買収、隣接の二万八、〇〇〇坪を買い足して五万七、〇〇〇坪（約一九万平方メートル）となし、甘藷と砂糖を原料とするアセトンおよびブタノールの製造工場が建設された。太平洋戦争末期の昭和十七年七月、海軍省はアルコール生産を指示、同年十月から年間一萬トンの生産目標のもとにアルコール製造が開始された。

戦後、昭和二十一年二月、味の素株式会社佐賀工場と改称することになる。（この稿は佐賀北高校古川長次郎教諭より資料を提供していただいた。）

#### ○佐賀馬車鉄道株式会社

明治三十七年二月、福田慶四郎を社長に佐賀馬車鉄道株式会社の創立が登記された。佐賀市の明治橋（現在の馬責馬場）から諸富までの第一期路線建設がはじまり、同年秋までに二尺六寸幅の軌条が敷設され、十二人乗りの客車十数台と挽馬約二十頭も用意された。明治橋―諸富間の全線を十区に分け、一区ごとに停留場を設け、一日二十往復を運行し、乗車賃は一区一銭五厘であった。

佐賀馬車鉄道株式会社の開業式は、日露戦争真最中の明治三十七年十月に大隈重信など佐賀県内外の顯官・高官・実業家・紳商多数を招き盛大に催された。当時の『佐賀新聞』は、「佐賀馬車鉄道の開通で、佐賀市民は東京の文明がやってきたと大よろこび、近郊近在の人々までわざわざ馬車鉄道に乗りこくるほどの大評判、馬車鉄道の開業は、佐賀市の人事往來を頻繁にすることに止らず、商業界をもうるおすこと大である」といった意味を報じていた。

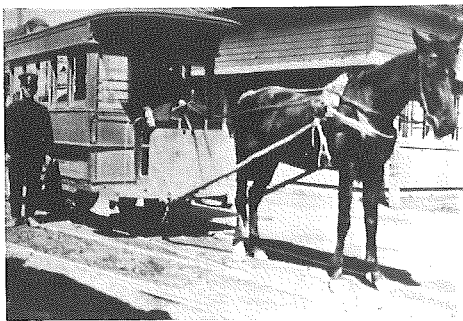
乗合馬車は近距離運輸機関として全国各地で営業化されたが、東京鉄道馬車は明治十三年十一月に官許になった。その発起人代表は、後に日本銀行二代目総裁になった鹿児島の人富田鉄之助であった。その権利を譲り受け東京鉄道馬車を創業したのが牟田口元学で、明治十五年六月に営業を開始し、当初は、馬車六両で新橋―日本橋間を往復していた。佐賀馬車鉄道は、東京鉄道馬車が電車と入れ換えた時期に開業したわけであるが、その開業

を待っていたかのように、

「諸富国道ガータガタ、馬鉄に乗ればツーツラツ、はよねんねしんしゃいの」

という馬車鉄道をもじった子守歌が流行した。この作詞者は不明。

佐賀馬車鉄道の運転手という御者は御服制帽を着用していたが、それらの前身はほとんど馬車挽きであった。佐賀馬車鉄道が開業した翌年の明治三十八年九月、ポーツマス条約が締結されると、戦勝気分と大陸開拓精神がみなぎりだした。その影響で経済界は全面的に活気づいた。佐賀県内にも各種の事業が勃興し、佐賀市内の商工業も繁栄への道をたどりだした。これらが混然一体となり、人事はもとより物資の交流もさかんにあって、佐賀馬車鉄道



佐賀馬鉄と運転手（大正初年）



人百五、六十名に及び漸次盛大に赴く景況という。

22年7月7日付 此度の強雨で千歳川の水量が非常に増加し水勢激しく船舶の航行も不自由となったため、石塚渡しは一人前四十銭ずつの渡し賃で渡したという。

23年7月10日付 寺井津の真利講は慈善救助の目的で設立されたものであるが、近来米価騰貴のため、隣村の中川副村で困窮者がでているというので五円を同村役場へ寄付。

23年7月27日付 大字為重字上下分で去る二十一日コレラ患者五人が発生、同月三十日付には、さらに三人ふえ、一人死亡とある。(この年、七月一日〜十月八日までの間に佐賀郡内の患者二三〇人、死亡者一七三人、全治者五三人)

23年11月5日付 新北村役場新築落成式、三日天長節の日に挙行。県庁の野尻書記官、横尾佐賀郡長や近隣の他村長・村会議員ら八十人余を招き盛大に行う。(式の内容省略)

建築費の報告 収入金七七二円七〇銭

内 共有金八〇円 雑収入利子四円四八銭

寄附其他六八八円二〇銭

支出金七七二円七〇銭

内 請負費三九五円 請負外に係る入費二二二円二〇銭

雑費一四五円 会議費一一円五〇銭

24年9月22日付 知事は各郡にコレラ予防部設置を達し、佐賀警察署管内においては目下流行地である新北村に

設置することになり、寺井津角屋にコレラ予防消毒事務出張所を設け、昨日十余人の巡查を同所へ派遣(この年の村内発生数は判明しないが、佐賀県全体では患者数六〇七人、死亡者数四二一人で、前年患者九一五人、死亡者六二七人より少ないが、赤痢が大流行した。県内患者数二、九二七人、死亡者数六四九人で前年のコレラによる死亡者を上まわる。)

24年12月15日付 新北村尋常小学校新築落成式の概況 寺井、野町両尋常小学校を合併して今度新築、一昨十三日午前十一日から落成式を挙行……四百有余の児童は校庭において南北に整列……樺山知事の告辞、建築委員に代わり柴田村長の報告……建築委員鳥巢栄蔵、副島儀七、原田久八、横尾兵作、吉村文七、江口平吉、田中佐七の七人へ知事から木盃を贈る。式を終えて来賓一同は新北村役場前の旅亭に至り盛んなる宴会を催す。主客献酬の半に寺井津の油小路、浮盃分、搦津分ほか十数分の獅子舞、仁和賀踊などをして興を添えた。(略) 新築費収支報告書によると、

収	寄付金	三六〇円一五銭
	地租戸数割	九八八円七二銭
	公借金	九六七円四三銭
	合計金	二、三一六円三〇銭
支	請負費	一、五九〇円五〇銭
	請負外	五二九円四八銭
	人足費	一八三円八五銭



27年8月11日付 新北村々会議員の五人が村民から辞職勧告をされて辞職する(村費不正事件に絡んでの出来事と思われる)。

長秀島善盛を推すものもあつたが当人が応ぜず、鳥巢近一郎や吉原維方も辞退、村では候補者選定に悩んでいたが、同村為重の山田繁太が村治の改革は自分の望むところと立候補したことと同氏を推すことになった……。

漁船の遭難 (明治26年10月14日)

村名	行方不明船	左同乗組員
西与賀村 (今津、相応)	18艘	89人
嘉瀬村 (新村)	1	2
西川副村 (鹿江、船津、佐房)	66	195
中川副村 (早津江)	11	26
南川副村 (犬井道)	6	18
新北村 (寺井、搦)	89	218
東与賀村 (下古賀)	15	50
久保田村	?	?

明治26年10月17日付佐賀新聞より

諸雑費 一二内四七銭  
合計金 二、三一六円三〇銭

25年12月22日付 新北村青年義会 去る十一月二十六日組織し、今月十九日寺井津に於いて大会を開く。参集する者一五〇余人、東川副村からも西村東ほか二、三人の青年が臨席(演説や懇親会の記事省略)

会則第二条に「本会は青壮年相互の懇親を旨とし進歩的主義を取り公益を図るを以て目的とす」と定め、春秋二期に定期大会を開くほか、毎月一回有志会を開くことにしている。役員は常務幹事に横尾達次、鳥巢近一郎、中尾卯吉、田中英治、田中光英、西村儀四郎の六人と幹事一五人をおくことになつていた。

26年10月17日付 十四日の暴風雨による被害

○佐賀郡二三村の内、倒家、半倒れ等昨日まで佐賀郡役所へ届出た分は左の一カ村で……全郡の倒家は一千戸以上のほるべく……(県災異誌によれば住家の全倒一、二二五戸、半倒れ七六三戸) ○漁船の大遭難、今回の暴風に最も惨凄の不幸に遭遇したのは佐賀郡内の漁舟二〇六艘、漁夫五九七人、何れの海上に覆溺か、又何れの地に漂着して生命を助かつたか、行衛今尚詳かならず……

暴風被害状況 (明治26年10月14日)

村	全倒	半倒	村	全倒	半倒
東与賀	16戸	11戸	南川副	5戸	11戸
久保泉	115	100余	金立	163	51
嘉瀬	45	28	大詫間	6	5
西川副	6	19	川上	125	175
新北	4	18	計	537	436余
本庄	38	6	小屋	135	
古瀬	14	12	神社寺院	4	1

明治26年10月17日付佐賀新聞より

26年10月18日付 新北村の漁夫帰る 漂流漁民二二二人の内一六六

人は帰村し、残り五六人は今に行衛不明、昨日村長柴田近一より佐賀郡役所へ届出、帰村した人の漂流地及び人員は左の通り。

熊本県尾島より一八人、三角より二人、長州より三五人、長崎県神代より一〇人、竹崎より九六六人、島原より二人。大詫間より三人。  
(『県災異誌』の漂流漁民統計によると、佐賀郡の漂流人数六六九人、うち、生存者五一五人、溺死者二三人、生死不明一二六人となっている)

27年3月24日付 昨日浮盃で午前十時過ぎ大火、一九戸焼失して午後三時頃鎮火(27日付の追報によると、藁を入れた明家から出火

し類焼人家一四棟、明家六棟、倉庫一棟小屋一棟となっている)。

27年6月14日付、村長に山田繁太が選出される。新北村の村長候補者については、村内に紛議(村財政不正事件)が起こった後だけに、先般原田久八を選出したが辞退、村民のなかには育英小学校

27年8月30日付 新北村の雨乞 同村では前月二十二日以降一滴の降雨もなく旱魃となり、稲田もまさに枯死寸前の惨況となつたので、郷社新北神社で二十四日から三日三夜の雨乞祈禱を行つた。二十六日の結願の日降雨……(略)。

27年9月1日付 寺井津の安龍寺で八月三十一日、松田正久の選挙演説会が開かれ、聴集四〇〇余人が参集(九月一日第四回衆議院議員選挙が行われ、第一区では革新党の武富時敏と江藤新作が当選、自由党の松田正久と自由党系の江副靖臣は落選した)。

28年6月11日付 コレヲ予防のため新北村石塚と杵島郡福富村住の江に船舶検査所を設置する。

30年6月2日付 新北村水産奨励会規約

### 第一章 区域組織名称

第一条 本会は佐賀郡新北村全体を以て区域とす。此区域内に居住する水産実業家を以て会員を組織し、新北村水産奨励会と称す

### 第二章 業務目的

第二条 本会は左に掲ぐる業目を執行し水産事業に改良進歩を企図し、国利民福を増進するを以て目的とす

一、水産を繁殖し漁業の拡張を図ること 一、漁具漁法改良のこと 一、水産物製造のこと 一、水産物品評のこと 一、漁業に関する視察のこと 一、漁具共同購買及共同漁業のこと 一、水産物製造品調査のこと 一、勤勉貯蓄のこと 一、水産物統計のこと 一、水産に関する官庁の諮問に応答すること

### 第三章 評議員資格選挙任期員数

第三条 本会評議員たるの資格を有するものは、本会々員及有志者にして一戸を構え二年以来本村に居住し村税の負

担に耐る二十五年以上の男子とす

第四条 本会に評議員二十五名を置き、本会の代表者とす(第五〇九条略)

第十条 本会に会長一名、幹事六名、書記一名、使丁一名を置き、会務を處理す。会長の職務は……(略)

第十一条 会長及幹事は評議員会に於いて選挙し、其任期は三年とす……(略)

第十二条 会長及幹事は名誉職とし、書記及使丁には日當を給す。其雇入日数及日當料は本会の決議を以て之を定む  
評議員には会議の當日に限り辨當料を給す。其費額は一日金十錢以内とす

### 会計会費負担

第十三条 本会員は本会の費用を負担す

第十四条 本会員の便宜の方法に由り均一に賦課すと雖も若し或る一部に限り事業より受くる利益の上に於いて大なる厚薄ある場合に於いては、其部分に限り特別増課することを得、此場合に於いて出席評議員三分二以上の同意を経るに非ざれば賦課する事を得ず

(第十五条〜第十九条まで略)

明治末期の村政については『村会議決書類』が保存されていて、概要を知ることができる。三十九年〜四十四年の「新北村役場事務報告書」からその一部を紹介すると、

明治三十九年は、庶務受付事件の総数が九五一件で、四十年の四九五件の二倍に近いが、報告書中には何故多いかは記されていない。兵事の部では、受付事件の総数九〇二件で、「日露戦役(明治三十七、八年)以前の通常事務に比較して四〇〇件以上多い」と、また、在郷軍人応召者帰郷の際貸与した被服の返納に一時困難を生じたが、規定どおり返納したことや、三十七、八年戦役の受賞者八九名の受賞手続きを指導するなど、戦争の後仕末

が村役場にも負わされていたことがわかる。四十年には徴兵適齢者七二人の内合格者四九人、海兵志願者一〇人。四十二年は八五人の内合格者四四人、その内入営者二〇人、この二〇人に対しては入営六〇日前から新北尋常小学校教員を嘱託として毎夜三時間の予修教育を施し、その修業学力により修業証書を附与したという。四十二年から、徴兵適齢の在郷者に対して三月、七月、十一月の三期に身体検査を行い疾病患者には治療証を交付して主治医につけ治療をさせている。四十四年八月に馬匹検査執行の通達を受け、其の当時夏期には、従来の慣行で熊本県、福岡県、本県藤津郡、東西松浦郡に預け中であつたため、総ての馬を牽き戻すのに非常な手数を要したが、九八頭とも無事検査を行った。またこの年は、肥筑野に於いて大演習が行われたため、これに関連した調査事件及其他の事務に忙殺されたと記している。

勸業の部では、三十九年に

苗代田整地ニ付テハ区長ヲ召集シ利害得失ヲ説キ或ハ各字ニ村吏員出張シ部民ヲ慰訓スル等種々ノ方法ヲ以テ様々整地セシメ、害虫駆除ニ付テハ区長及村吏員ヲシテ十分奨励ヲ為サシメタル故結果良好ナリ。亦遠洋漁業ノ奨励ノ結果、多数ノ韓国出漁者ヲ出シ結果良好。然シテ漁民ヲシテ漁業組合ヲ起サシメ漁業上ノ發展ヲ計ラシメタリ

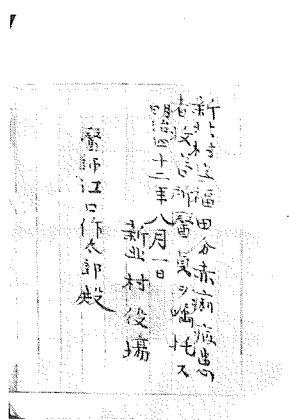
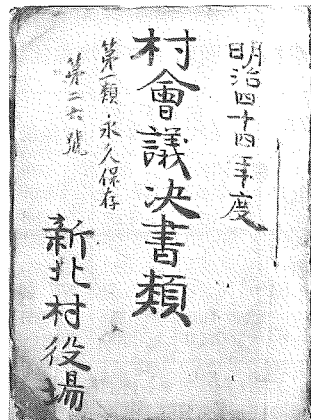
と記している。四十年もほぼ同じ内容であるが、四十二年からは「中晩種塩水選と共同苗代田施行」の指導が行われている。また、四十二、三年には「未ダ駆除ノ方法知レザル葉巻虫ノ害ヲ受ケ実收穫不良ナリシハ遺憾ナリシ」とあるが、四十四年になると「葉巻虫ノ害モ少ナク成績良好」としている。韓国出漁についても、四十二年には「漁獲上利益ノ点ニ於イテハ効果十分ナラザルヲ以テ考究中」とある。なお、四十三年には福岡市で開催の九州八県連合共進会に二四種出品して五種の賞品を受けている。四十四年には、石灰肥料について伊丹商店

と契約して共同購入を計つたり、村農会と苗代田成績検査や中稻田、晩稻田の收穫検査をして農業改良を行う。また、各字毎に勤儉貯金組合及納税組合をつくらせた。

衛生の部では、「春夏秋ノ三期ニ大清潔法ヲ執行シ、且ツ春期ニ於イテハ種痘ヲ為サシメ、公衆及ビ個人衛生ヲ布及シ……」とある。四十年に大字寺井津字搦分で一名のコレラ病患者が出て死亡したため、臨時大清潔法を執行し、また衛生談話会を開催、その結果二人の罹患者を出しただけであつた。四十二年夏には字三重、搦、福田で四四人の赤痢患者が続出し、なお蔓延のおそれがあつたため、福田に仮避病舎を設けて患者を収容、医師と看護婦を雇い入れ、村吏員は総出で予防消毒にあたつた。四十三年にも、字搦にコレラ一人、字西寺井に赤痢患者六人が発生、西寺井の内土井上に仮避病舎を設置し二十日余で撲滅の効を奏したという。土木の部では、道路修繕が毎年十数カ所、橋梁修繕は毎年五十〜七十カ所にもほり、これらの修繕工事は各小字をして請負わせてやらせている。

学務の部には目立ったこともなく、不就学者には夫々父兄を諭し就学させ、身体障害者を除けば全員が就学したことが記されている。

税務の部は、毎年「地目変換及分割其他ニ依リ、土地台帳並ニ地租名寄帳ノ整理、国県村税ノ通知書、伝令書、徴税令書の配付等」となつ



ている。

会計の部は、三十九年度は、国税営業税で一五人の滞納、県税徴収では戸数割と営業割を通して一六〇人の滞納報告をしたが夫々処分を終了。村税においては後期地租戸数割で三〇〇余人の未納者があるので其の処分に着手中とある。その後も国税徴収については滞納者はなくなるが、県税、村税の滞納者は減らず、ことに、四十三年度は県税の戸数割、営業割、雑種割を通して延人員三、九二八人の内五四六人(二四%)が滞納、村税後期分は二〇〇人の未納者ありと記されている。

新北村の諸税負担状況は表8のとおりである。また、村税の内訳と戸別割一戸平均負担額(表9)、村歳入出予算の推移(表10)をみると、日露戦争時の三十七、八年度は、

表8 諸税負担状況(新北村)

税種	地租	国 営業税	県 営業税	県 雑種税	所得税	村税	合計
年	円	円	円	円	円	円	円
明治36	5,077.46	410.10	450.50	235.00	-	5,703.13	11,876.19
38	5,098.86	450.50	475.00	452.49	400.00	3,510.23	10,387.08
42	5,098.86	505.09	435.40	672.40	783.16	5,880.16	13,375.07
44	9,971.31	1,066.67	485.72	828.50	1,666.67	7,531.04	21,549.93

表9 村税の内訳けと戸別割一戸平均負担額(新北村)

税種 年度	村税	地価割	国 営業税	県 営業税	全 雑種税	所 得 割	戸別割	戸数	1戸 平均
	円	( )	( )	( )	( )	( )	円	戸	円
明治36	5,916.52	(50) 2,538.73	(20) 82.02	(20) 90.10	(20) 47.00	(20)	2,945.28	708	4.16
38	3,510.23	(30) 1,529.65	(20) 90.10	(20) 95.00	(20) 90.43	(20) 80.00	1,625.04	666	2.44
42	5,880.16	(40) 2,039.54	(35) 176.78	(35) 152.39	(35) 235.34	(35) 274.10	3,002.00	790	3.80
44	7,531.04	(15) 1,981.03	(15) 160.00	(35) 170.00	(35) 290.00	(15) 250.00	4,680.00	780	6.00

( ) 内単位は銭、本税1円に対する付加税額  
44年度地価割、田畑地租1円付21銭、宅地9銭、其他18銭

村税が減少し、予算規模が縮小されている。そのしわよせは土木費のカットや教育費の減額となってあらわれている。

歳入予算の雑収入は、三十七年度以降は小学校の授業料(一人当たり一〇〇八銭)がほとんど大部分を占めている。村税は地租付加税(地価割)と戸数割(戸別割)が九〇%前後を占めている。四十四年度になると雑収入は減少し、村税が増えるが、村税のなかでは地価割が減って、かわりに戸別割が急増している。四十四年度予算案が村会に提出された時の議事録には「……尋常小学五、六年を除く外は授業料徴収ができぬようになる、また村税徴収における地租の賦課(地価割)を制限されたことになったことが予算編成上の痛手となって、戸数割の増額を余儀なくされた……」と説明している。前掲諸税負担状況のなかで国税(地租、国税営業税、所得税)が四十四年度は急増し、四十二年の約二倍、諸税負担合計額では一・六倍の増税となっている。

以上のような日露戦争時から明治末期にいたる村財政の状況は、新北村に限らず他の町村にも共通した現象である。というのは、日露戦争勃発を契機に、政府は戦費の財源である国税の徴収を確保するために、それと競合関係にある地方課税に枠をはめ、負担過重による国税収入の減少をできるだけいとめようと図った。戦後にいたっても、戦時公債の元利払いと、さらに戦後の課題としての海外進出のための軍備拡張や軍需産業の充実といった戦後経営のために、租税の増徴は拡大した形で継続されねばならなかったからである。

明治三十七年(一九〇四)二月二十日の地方長官会議において、政府は

「今後町村ニ在リテハ地方経済ノ状況ニ照ラシ事ノ緩急要否ヲ調査シ土木營繕、衛生、教育、勸業ニ関スル事業又ハ補助ノ節減、中止、繰延等ヲ断行シ以テ相当ノ措置ヲ採ラルベシ」

表10-A 新北村歳入予算の推移

科目 年度	財産収入 手数料	雑収入	構成比	繰越金	補助金	寄附金	交付金
	円	円	%	円			円
明治35	13.00	25.94	0.5	84.07	—	—	66.72
36	34.50	41.49	0.7	50.00	—	—	82.40
37	36.00	468.94	11.5	24.85	—	—	82.40
38	51.00	448.38	10.8	27.00	—	—	109.04
39	75.00	512.30	10.2	80.00	—	—	194.00
40	7.50 50.00	492.19	6.4	79.15	5.00	2,581.65	144.27
41	8.57 45.00	597.40	7.3	123.30	185.00	2,115.47	196.81
42	22.62 35.00	830.43	10.7	798.00	5.00	12.00	193.23
43	37.00	729.65	8.9	528.95	181.66	—	213.71
44	62.50	445.01	5.0	253.33	64.16	337.00	286.39

表10-B 新北村歳出予算の推移

科目 年度	役場費	構成比	会議費	土木費	構成比	教育費	構成比	衛生費
	円	%	円	円	%	円	%	
明治35	1,420.93	26.2	199.00	607.60	11.2	1,915.79	35.3	?
36	1,588.82	26.9	221.00	620.07	10.5	1,987.59	33.6	?
37	1,572.69	38.7	66.00	—	0	1,544.86	38.0	30.00
38	1,273.80	30.7	15.00	—	0	1,872.26	45.1	30.00
39	1,730.50	34.3	10.00	404.49	8.0	1,854.50	36.8	30.00
40	1,772.96	23.2	10.00	401.08	5.2	4,443.69	58.1	30.00
41	2,088.20	25.6	10.00	409.68	5.0	4,518.61	55.3	65.00
42	2,212.00	28.4	18.00	445.99	5.7	3,345.66	43.0	77.30
43	2,467.00	30.2	306.00	892.38	10.9	3,309.50	40.5	270.00
44	2,501.19	30.6	194.50	864.59	10.6	3,519.86	43.0	105.00

※上段の数字は臨時費

構成比	村税	構成比	合計
%	円	%	円
1.2	5,229.80	96.5	5,419.83
1.4	5,703.13	96.5	5,911.52
2.0	3,455.32	84.9	4,067.51
2.6	3,510.23	84.6	4,145.65
3.8	4,180.62	82.9	5,041.93
1.9	4,292.69	56.1	7,652.48
2.1	4,919.93	60.3	8,164.49
2.5	5,880.16	75.6	7,776.44
2.6	6,483.26	79.3	8,174.23
3.2	7,531.04	83.9	8,979.45

救助費	勸業費	諸税負担	基本財産 積立金	予備費	合計
					円
?	—	?	—	?	5,419.83
?	—	?	—	?	5,911.52
5.00	—	797.37	—	51.59	4,067.51
3.00	—	845.59	—	106.00	4,151.65
3.00	76.90	776.53	50.00	106.00	5,041.93
3.00	60.00	742.34	57.50	131.89	7,652.48
3.00	75.00	741.46	141.57	111.96	8,164.49
24.00	—	746.04	84.62	127.12	7,776.44
15.00	—	780.16	—	134.19	8,174.23
10.00	—	851.89	—	132.40	8,179.45

(厘以下切捨て)

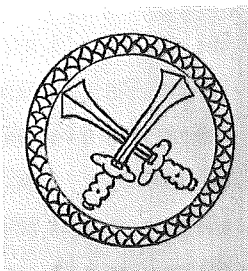
と訓示を行い、事細かに緊縮方針を示した。そして、同年四月一日から実施された非常特別税法において、国税  
 に関しては地租の増徴を認めながらも、それら非常増徴分（地租のほか、営業税、所得税を含め）については町  
 村は付加税を禁じられたほか、それを除いた従来分についてだけ、地租付加税の制限率が十分の五ないし十分の  
 三まで認められたにとどまった。

こうした上からの締め付けによって、戦時下の町村財政の膨張は一応くい止められたが、戦後は、一時繰り延べられた事業の施行が相ついだこともあって、町村財政は膨張の一途をたどることになる。

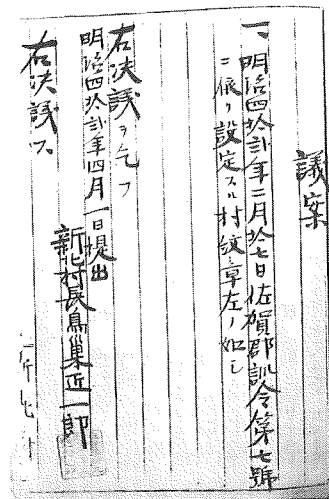
非常特別税は戦後も継続され、そのうえ大衆課税である間接税を中心として、戦後における租税負担はかえって強化されていく。

明治四十一年（一九〇八）には「地方税制限に関する法律」が發布され、官僚による制限率操作が固定された。この法律では、戦後の町村財政膨張への考慮から、制限率は一〇〇分の六〇〜五〇と、わずかに拡大されているが、ほとんど効果はなかった。その結果として町村では戸数割増徴によって財政の膨張を支える方向にむかうのであった。また、時には小学校舎や役場庁舎の建築などに際しては寄附金が徴収され、その費用にあてられている。その寄附金は任意的なものもあるが、多くの場合、町村あるいは部落の郷土愛の高唱と村落共同体の規制力を背景として、徴税と同じ強制力があつたと考えられる。

ところで、明治四十二年四月の村会では、右下写真資料が示すとおり「村紋章」を定めている。「佐賀郡訓令第七号ニ依り……」とあるので、郡内の他村でも紋章をつくつたのではないかと考えられるが、ほとんど同様な資



村の紋章『村会議決書類』より



料をみない。また、この時期に設定された紋章が、いつまで使用されたかも不明である。

### (三) 地方改良運動と町村制の改正

日露戦争の軍需による生産の増大を契機として、さらに朝鮮・満州市場を支配したことを利用して、日本資本主義は飛躍的に発展した。諸産業のなかでも工業の発展はもっとも急激であった。それと同時に労働問題や社会主義運動もひろまった。

工業にくらべると農業の発展はにぶく、いぜん米作を柱とする零細経営がいとなまれていた。しかし、貿易や資本主義の発達にともなつて、自給自足的な生産は減少し、金肥や衣料品の購入や繭・野菜などの農産物の販売をつうじて、農家も資本主義経済にまきこまれ、そのしわよせもうけるようになった。

日露戦争後おとずれた経済恐慌のなかで、政府はなおも増税と軍備拡大を中心とした戦後経営を強行し、慢性的不況をすくうことができず、民衆の生活難をふかくし、農村の疲弊をひどくした。

こうしたなかで、政府は破産に瀕している町村財政と国民の家計を立て直し、国家の要請する日露戦後経営の負担に耐えられるあらたな挙国一致体制を築くため、末端町村の内部組織・習俗を徹底的に矯正することを目指した。つまり、帝国主義諸列強（欧米諸国）に伍していくためには新しい国民―農民をつくり、その一致団結のもとに新しい日本を造りださなければならぬということであった。義務教育延長（四年↓六年）が決定されたのと同じ明治三十九年（一九〇六）の地方長官会議で、内務省は府県知事に対し、次の事項を地方行政緊急重要

課題として提示した。

- 一、神社合祀ニ関スル件 一、招魂社創立ニ関スル件 一、神職任用ニ関スル件 一、地方団体ノ指揮監督ニ関スル件 一、基本財産ノ充実並保管ニ関スル件 一、部落有財産ノ統一並利用ニ関スル件 一、地方公債並滞納処分ニ関スル件 一、時局記念事業並戦役後地方経営ニ関スル件 一、警察行政ニ関スル件 一、衛生行政ニ関スル件

これらは部分的には日露戦前から実施されていたが、あらためて全国的に強力に推進する方針が打ち出された。そして明治四十一年十月「戊申詔書」発布を合図に空前の国民教化・生活改善運動が展開されることになった。この運動は末端での府県郡市町村吏員有志を集め各省の政策を統一的に説明・注入するため四十二年以降各地で開催された「地方改良事業講習会」にちなんで「地方改良運動」と呼ばれるようになった。

明治四十一年の戊申詔書は「宜ク上下心ヲ一ニシ、忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ、惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ実ニ就キ、荒怠相誠メ、自彊息マザルベシ」とあるように全国民が共同一致し、勤労にはげむことによつて国富の増強が強調されている。

翌四十二年から地方改良事業の推進が強調され、それを実践した優良団体や個人を表彰してそれを各地における実践上のモデルとして推奨した。

運動の中心課題は、まず町村財政の安定であり、そのために町村基本財産づくりや部落有林野の統一などが奨励され、さらに納税組合を結成して滞納の解消をはかった。また、社会教育の充実をめざして補習教育や夜学校の普及に努め、従来の部落単位の青年会組織を町村単位の青年会に統合し、青年たちを従来の若者組的な因習か

ら脱却させて地方社会の健全な構成員とするともに、青年会を在郷軍人会と接合させることによつて地域社会において国家主義、軍国主義を培養するための温床として位置づけようとした。さらに、灌漑や排水、耕地整理、荒蕪地開拓、林野保護など、多様な農事改良を推進し、産業組合の拡充や貯蓄組合の結成によつて地方経済の発展と民力の充実を期した。

政府が推進した地方改良運動の各町村における運動の担当者は、町村長や役場吏員、小学校長や教員、神官、僧侶などの地方有力者であり、ようやく顕在化しはじめた階級対立や個人主義的観念を否定し、地域社会の調和や公共心の育成が強調された。運動の担い手は単に官吏だけでなく一般住民と民間の団体を含む広汎な層となり、それによつて上からの一方的な運動理念の浸透―命令・監督という形ではなく、教化・指導という自発性培養の形で行われた。国策遂行の強い要請に裏打ちされた地方改良運動の展開は、各町村独自の自主的につくりだすように奨励されたのであった。

前節「村政のあゆみ」で東川副村の明治末期の社会教育、軍人団、村農会、報徳会、農業者茶話会、新北村の納税組合などは、地方改良運動の一環として位置づけてみると、よくその意義が理解できるであろう。

なお、以上のほかに東川副村青年団は従前の青年会を明治四十二年に青年団と改組して設立<sup>(1)</sup>され、四十四年二月十一日には、その活動成績優良であるとして文部大臣表彰を受けた<sup>(2)</sup>。また、東川副村大字徳富地区耕地整理組合が発起認可されたのは四十二年三月十六日<sup>(3)</sup>、同じく大字徳富上天津信用購買組合の設立は四十三年十二月五日、徳富本村信用購買販売組合の設立は四十四年一月十日<sup>(4)</sup>であった。

明治四十四年（一九一）四月七日、改正市制・改正町村制の公布が行われた。これはさき述べた国家行政遂

行機関としての町村役場の行政機能強化を地方制度上集大成された形で現わしたものであったが、その主眼点は、第一に、町村および町村長に対して委任された国家事務の遂行を確保するための諸規定の拡充である。委任事務の義務と範囲を法的に明示し、さらに、町村長および町村委員がその職務を執行しないときは郡長またはその委任を受けた官吏が代執行する規定も設けられた。これらはいずれも、町村長および町村役場の国家の優先機関としての機能を確保するための制度上の措置である。なお、これと同時に町村の固有事務に対しても、郡長をはじめとする監督官庁の権限が強められ、官僚の町村自治への干与がいつそう強められている。

第二が町村会との関係において町村長の権限が強化されたこと、および町村吏員の任免権が町村長に独占的に掌握されたことである。この町村長への権限の集中強化は、その国家出先機関化と照応するものとして、町村長を通ずる官僚支配の強化を意味している。

第三が町村財政力の強化である。具体的には、町村基本財産規定の整備、市町村納税義務範囲の拡張と賦課徴収規定の整備ならびに使用料、手数料および特別税に関する制裁の強化などである。納税関係規定の整備は徴税強化の行政と呼応するものであったし、町村基本財産規定の整備は、膨張する国家財政、町村財政の重圧下で、町村財政の健全化を図ろうとする意図であったが、同時にそれは、町村が財源獲得のために国家財源と競合し、それを蚕食することを警戒する措置でもあった<sup>(5)</sup>。

注 (1) 「東川副村誌」

(2) 『地方資料青年団及女子青年優良団体調』(大正十年佐賀県内務部)

(3) 『佐賀郡誌』

(4) 『佐賀郡統計書』(大正七年)

(5) 『地方財政と地方改良運動』大島美津子著

参考文献 『明治国家と民衆統合』有泉貞夫著 『地方改良運動の論理と展開』宮地正人著 岩波講座『日本歴史』近代3

### 三 大正時代と昭和初期

#### (一) 景気の変動と農村

##### 1 第一次世界大戦と米価暴騰

###### (1) 第一次護憲運動と大隈内閣の成立

明治から大正にかわった一九一二年、第二次西園寺内閣は、慢性化していた経済不況のために、行政・財政整理を行なおうとしていたが、二個師団増設を強く要求する陸軍と対立し総辞職に追いこまれた。

後継首相には藩閥官僚で陸軍の長老でもあり、内大臣として宮中にはいついていた桂太郎が登場し、第三次桂内閣を組織した。世論はこれを非難し「憲政擁護」「閥族打破」をスローガンに第一次護憲運動が展開された。

大正二年(一九一三)二月、組閣後五〇日あまりで桂内閣は崩壊(大正政変)、そのあとには薩摩閥の海軍大将